

# いじめ防止基本方針

糸満市立西崎中学校

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 基本的な考え方

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、全職員がこれらを認識し、いじめを行うことは絶対許さないという毅然とした姿勢で指導に取り組んでいく必要がある。

よって、いじめの未然防止を図るために、いじめが起こりにくい支持的風土の醸成を行う。さらに、いじめの深刻化を防ぐために、いじめの早期発見や、いじめを認知した場合の適切かつ速やかな対応を行う。その具体的な取組として、ここに西崎中学校いじめ防止基本方針を定める。

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ対策推進法第2条）

#### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが以下の①～⑧は教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な方針

本校においては、市の基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、「いじめのない西崎中学校を目指して」学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

### (1) いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、生徒一人ひとりが、命の大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に、「道徳」「学活」及び「人権教育」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや、生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していく。

また、学校ホームページ等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識を持ち、連携して、いじめの防止等に取り組んでいく。

さらに、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや、障害のある生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

### (2) いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

また、日頃から生徒や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全校生徒アンケート調査や全学年での面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたる。

また、いじめの発見のための情報の集約化や、組織的な把握のための校内体制づくりを行う。

### (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた生徒及びいじめた生徒への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図る事が不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いている、解決はしたが、生徒の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

※ いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

※ いじめた生徒には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

#### (4) 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生徒の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本校のPTA、部活動保護者会と連携し、取り組んでいく。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。

特に本校においては、糸満地区中学校生徒指導連絡協議会を中心に、糸満警察署との協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容

### 1 いじめを未然に防止するための取組

#### (1) 教職員

##### ① 学級担任及び教科担任

ア 「道徳」「学活」及び「人権教育」等を通して、「いじめは人間として絶対に許されないとの雰囲気を学級全体に醸成する。

イ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。

ウ 一人一人を大切にしたわかりやすい授業を進める。

エ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

##### ② 養護教諭

ア 学校保健委員会等の学校教育活動の様々な場面で「命の大切さ」を取り上げる。

##### ③ 生徒指導主任

ア いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。

イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

##### ④ 管理職

ア 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

ウ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

エ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

## (2) 生徒

- ① 自分の考え方や思いを相手に伝える表現力や相手の気持ちを思いやる心、協調性及び人権意識を高める。
- ② 友達同士認め合ったり、協力し合ったり、相手の人間性を尊重することの大切さを常に意識し、集団の質の向上を図る。

## (3) 保護者（地域）

- ① 三者面談、PTA活動及び部活動保護者会、学校公開日などあらゆる機会を利用して、保護者（地域）との連携を十分に図る。
- ② PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針など適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。
- ③ 学校警察連絡協議会、市及び校区別生徒指導連絡会などを定期的に開催することにより、関係機関との連携を十分深めておく。

## 2 いじめの早期発見に向けての取組

### (1) 教職員

#### ① 学級担任及び教科担任

- ア 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 休み時間、放課後の生徒との雑談等から、交遊関係や悩みを把握する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- エ アンケートの実施。

#### ② 養護教諭

- ア 保健室を利用する生徒との雑談などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

#### ③ 生徒指導主任

- ア 学級担任と連携し、定期的なアンケート調査や教育相談などの実施に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ウ 休み時間や給食準備時間などの校内巡回や放課後の校区内巡回などにおいて、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

#### ④ 管理職

- ア 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止め、適切に機能するような体制を組織的に推進する。

### (2) 保護者（地域）

- ① 家庭での変化等を見逃さず、積極的に相談できる体制をつくる。
- ② 登下校時や放課後の様子について、地域から情報を寄せてもらえるような体制をつくる。

### 3 いじめの早期解決にむけての取組

#### (1) 情報収集

##### ① 学級担任及び教科担任・養護教諭等

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ 発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- エ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行う。
- オ いじめた生徒が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- カ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- キ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

#### (2) 指導・支援体制【西崎中学校いじめ対策委員会：生徒支援委員会と併設】

##### ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

- ア 被害生徒、加害生徒への対応。
- イ 各保護者への対応。
- ウ 教育委員会や関係機関等との連携。

- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、隨時、指導支援体制に修正を加え、「組織」による適切な対応を行う。

#### (3) 生徒への指導・支援

##### ① 被害生徒への対応

- ア 被害生徒、被害を知らせてくれた生徒の安全を確保するとともに、生徒本人へ安全の保証を伝え、不安を取り除く。
- イ 被害生徒が信頼する人物（親しい友人や教職員、家族、地域住民等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ウ 被害生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはつきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

##### ② 加害生徒への対応

- ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 必要に応じて、別室指導や出席停止制度を活用し、被害生徒が落ち着いて教育を受ける権利の確保を図る。
- ウ 指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署と連携して対応する。
- エ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、根本解決を目指す。
- オ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む。

### ③ 学級担任等

- ア 学級等で話合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- イ 傍観的な生徒に対しても、当事者意識を持たせ、仲裁はできなくとも、誰かに知らせることができる勇気をもつよう指導する。
- ウ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

### ④ 西崎中学校いじめ対策委員会

- ア 状況に応じて、スクールカウンセラーや教育相談員等の協力が得られるよう、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。
- イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ウ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

## (4) 保護者との連携

- ① 家庭訪問（加害、被害生徒家庭。また、担任を中心に複数人で対応）などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話しあう。
- ② 被害生徒の安全の保証や秘密の保持を約束し、できるかぎり保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「西崎中学校いじめ対策委員会」（生徒支援委員会と併用）を設置する。

### (1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭 スクールサポーター  
※ 状況により、学年主任、学習支援・自立支援員、スクールカウンセラーも参加する。

### (2) 活動

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する生徒理解を深めること。

### (3) 運営

- ① 毎週1回、定期的に開催する。（※いじめ事案の発生時は緊急開催とする）
- ② 学年間のいじめに関する情報交換を行う。
- ③ 学校全体のいじめに関する防止・早期発見・措置等を協議する。
- ④ いじめに関する職員研修会等を企画し、その実施と推進にあたる。

## 5 重大事態への対処

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※いじめ対策委員会は校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導係、教育相談担当、養護教諭、スクールサポーターに加え、専門的知識・経験を有する者等の参加（教育委員会と調整中）

- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 6 年間指導計画

月	職 員 会 議 等	防 止 対 策	早 期 発 見
4	校内研修①【いじめ防止について】 校内研修②【生徒指導の三機能】 いじめ対策委員会（生徒支援委員会）	ハッピーカードの（自己肯定感を高める）取組【通年】 生徒情報引き継ぎ 人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート
5	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート アイチェックアンケート
6	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連	糸満市いじめ防止月間 いじめ防止標語作成 人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート 教育相談旬間
7	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連 学年会（学期の確認）	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート 三者面談
8	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート
9	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート
10	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート 教育相談月間
11	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート
12	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連 学年会（学期の確認）	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート
1	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連	人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート
2	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連 次年度対策計画検討	学校評価（いじめ対策） 人権の日	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート
3	いじめ対策委員会（生徒支援委員会） 学警連 次年度対策計画検討 学年会（学年の確認）	人権の日 新入生事前指導 生徒情報集約→次年度引き継ぎ	日々の観察・教育相談 学校生活アンケート

\*毎月第3木曜 糸満地区学校警察連絡協議会（学警連）

## 7 評価

本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に評価項目（いじめの未然防止や早期発見に関する取組等）を設定し、P D C Aサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行う。